

報道関係者各位

平成26年6月18日

【照会先】

職業安定局派遣・有期労働対策部

需給調整事業課

課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官

鈴木 徹

課長補佐 梅田 心一郎

(代表電話) 03(5253)1111 (内線5335)

(直通電話) 03(3502)5227

特定労働者派遣事業の事業廃止を命じました

～労働者派遣法に規定する欠格事由に該当した事業主に対して実施～

厚生労働省は本日(平成26年6月18日)、有限会社G・M・Sに対して、特定労働者派遣事業の事業廃止を命じました。

詳細は下記のとおりです。

1 特定労働者派遣事業の事業廃止を命じた事業主

- (1) 事業主名 有限会社G・M・S
- (2) 代表者氏名 取締役 戸村グレイス
- (3) 所在地 岐阜県美濃加茂市太田町 3525 番地 3
- (4) 届出受理年月日 平成22年6月29日
- (5) 届出番号 特21-300650

2 処分内容

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第21条第1項の規定により、平成26年7月15日付けで特定労働者派遣事業の廃止を命ずる。

3 処分理由

有限会社 G・M・S は、労働基準法第56条第1項に違反し罰金の刑に処せられ、刑が確定し、平成26年1月29日刑の執行が終了した。

このため、有限会社 G・M・S は、労働者派遣法第6条第1号に規定する欠格事由に該当することとなったため。

※労働者派遣法等の関係条文は別添をご参照ください。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（抄）

（事業廃止命令等）

第二十一条 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主が第六条各号（第四号から第七号までを除く。）のいずれかに該当するとき又は第四十八条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお第二十三条第三項若しくは第二十三条の二の規定に違反したときは当該特定労働者派遣事業の廃止を、当該特定労働者派遣事業（二以上の事業所を設けて特定労働者派遣事業を行う場合にあつては、各事業所ごとの特定労働者派遣事業。以下この項において同じ。）の開始の当時第六条第四号から第七号までのいずれかに該当するときは当該特定労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる。

2 略

（許可の欠格事由）

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第四十八条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二～十二号、略

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（抄）

（法第六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）

第三条 法第六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百七条、第百十八条第一項（同法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第百十九条（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）及び第百二十条（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びに当該規定に係る同法第二百一十一条の規定（これらの規定が法第四十四条（第四項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）

二～十号 略

○労働基準法（抄）

（最低年齢）

第五十六条 使用者は、児童が満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了するまで、これを使用してはならない。

2 略